

平成 29 年 5 月 31 日

## 都市機能・新庁舎建設特別委員会の審査報告

(平成 29 年 5 月 19 日開催)

都市機能・新庁舎特別委員長 宇田川好秀

5 月 19 日に開催されました当委員会の審査概要について、ご報告申し上げます。

報告事項の 1 「**新庁舎建設に係る進捗状況について**」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

平成 28 年 1 月に株式会社山下設計と基本設計及び 1 期棟の実施設計の委託契約を締結し、現在は、構造等に関わる大臣認定等、外部審査機関による審査段階であるとのこと。

また、「川口市中高層建築物の建築に係る事前公開等の手続及び紛争の調整に関する条例」に基づき、近隣住民等に対して、新庁舎 1 期棟建設工事計画に係る説明会を平成 29 年 4 月 14 日及び 16 日に計 3 回開催し、参加者は 64 人であり、説明会に参加できなかった対象者には後日資料を配布したとのこと。

説明会では、1 点目として、建物の概略を含めた建築計画の概要について、2 点目として、周辺建物の保全、騒音、振動、粉塵等の新築工事に係る対策について、3 点目として日影の範囲、テレビ電波障害等の建築計画による周囲への影響について、4 点目として、2 期棟建設の建て替え手順を含めた今後の事業スケジュールについて説明を行なったとのこと。

説明会での主な質問として、旧市民会館のホール機能を新庁舎に設ける方針の有無について、現在実施中の旧市民会館解体工事と比較した新庁舎建設工事の騒音・振動対策について、工事中の騒音・振動、日影の影響等にかかる市からの補償の有無について、などの質問があったとのこと。

今後の庁舎建設に係るスケジュールについては、平成29年12月定例会で契約議案を上程する予定であり、可決された場合には30年1月以降に工事に着手し、32年3月に竣工を目指すとのこと。

また、平成32年度以降に、現本庁舎及び駐車場棟の解体工事を予定しているとのこと。

さらに、旧市民会館解体工事については、株式会社内山商事と契約し、ホール棟の基礎等の解体方法に変更が生じたことから、平成29年3月定例会にて工期延長に係る補正予算の議決を得て、29年6月30日の完了に向け工事を実施しているとのことでありました。



以上のような説明に対して、説明会での主な質問に対する回答内容について問われ、これに対して、旧市民会館のホール機能を新庁舎に設ける方針の有無についての質問には、新庁舎には設ける予定はない旨の回答を、現在実施中の旧市民会館解体工事と比較した新庁舎建設工事の騒音・振動についての質問には、杭打ち工事の際は一定の騒音・振動が発生する可能性があるものの、解体工事よりも騒音・振動ともに少なくなると考えている旨の回答を、工事中の騒音・振動、日影の影響等に対する市からの補償の有無についての質問には、物的な被害があった場合やテレビの受信障害があった場合には対策を行う旨の回答を、それぞれ行なったとのことでありました。

このほか、施工業者の選定にかかる今後のスケジュールについて等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

報告事項の2「水道施設更新基本計画について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本計画は、近年の水需要の減少を踏まえ、今後の浄配水場の更新、管路の更新・整備などの時期を定めるほか、水道施設の規模縮小や統廃合も視野に入れ、将来的に適切な施設規模とすることで、効率的な運転管理、更新費用の抑制を図るとともに、耐震性やバックアップ能力の向上を図ることを目的とするものであり、平成28年度に策定し、29年度から運用を開始したとのこと。

計画の対象は、市内の浄配水場施設8箇所及び、重要な管路である浄配水場から各地域に配水するための口径300ミリメートル以上の配水本管のうち、経年管約55キロメートルであるとのこと。

計画期間は、平成77年度までの概ね50年間と設定し、段階的な施設の規模縮小等を計画するため、計画期間を10年ごとに第1期から第5期に区切り、計画値を推計したとのこと。

平成68年度から77年度までの第5期における計画一日最大給水量は、市民の節水意識及びトイレや洗濯機等の節水機器の普及などの要因から、26年度と比較して約45,000立方メートル少ない、146,000立方メートルになると予測しているとのこと。

浄配水場施設の更新計画については、全ての施設を法定耐用年数で更新すると、事業費の増加を招くことから、更新手順の検討にあたっては、本市の上位計画や関連する指針等を考慮し、施設・設備分類ごとの更新基準年数を設定したとのこと。

施設能力の検討については、更新時期や必要とされる施設能力を踏まえ、将来的な水需要を考慮しながら、施設の更新を契機とした規模縮小化を計画したとのこと。

また、配水本管の更新については、地震発生時の揺れに対し、管の離脱防止機能が働く耐震継手や、水道管の外側に巻いて、土壌からの腐食を防止するポリエチレンスリーブの有無にもとづき、布設年度の古い管から順に、第1期から第3期までの更新完了目標年度を設定し、第4期以降については、長期的な更新率を考慮して、更新完了目標年度を設定したところであるが、具体的な布設替えの実施計画は、今後検討するとのこと。

配水本管の更新時の口径の検討として、更新の対象となる管路について、配水量や浄配水場事故時のバックアップ運用を総合的に考慮し、口径縮小が可能である箇所を検討したとのこと。

計画期間のうち、平成35年度から47年度までの更新事業費を試算したところ、浄配水場施設については、大規模更新を含む更新事業費の合計で、約196億円の見込みであり、配水本管については、口径300ミリメートル以上

の経年管約18キロメートルに対する更新事業費の合計で、約82億円の見込みであるとのこと。

浄配水場の更新スケジュールについては、第1期の平成36年度から37年度にかけて、上青木浄水場内の配水池の更新を、また平成38年度から43年度にかけて、鳩ヶ谷浄水場の全面更新を計画しており、その後も各浄配水場について、順次更新を行う計画であるとのこと。

さらに、廃止を予定している南平配水場については、水理解析等を行なったところ配水場の廃止が可能との結果が得られたことから、平成28年度から1日おきの運転実験を経て、29年5月から全面停止の実験を行なっているとのことでありました。



以上のような説明に対して、まず、廃止を予定している南平配水場における実証実験の詳細について問われ、これに対して、南平配水場は朝・夕の配水ピーク時の水圧確保のために稼動している配水場であったが、配水管路の整備が進んだことにより新郷浄水場からの配水圧での安定供給が可能であるとの水理解析等の調査結果が得られたことから実証実験に至ったとのこと。

実証実験としては、平成28年7月からの約3ヶ月間においては、朝・夕のピーク時の運転停止、同年11月からの約5ヶ月間においては、一日おきの運転停止及び29年5月上旬からは全面停止を行なっており、これら実証実験における市内の配水圧力及び水質において問題なく運用できているとのこと。

これに関連して、南平配水場を廃止した場合において、配水場を雨水貯留施設として利活用することの可否について問われ、これに対して、南平配水場の周辺が大雨時の浸水常襲地域であることから、雨水貯留施設として、再利用が可能かどうかも視野に入れ施設の利活用について、関係機関と協議、検討していくとのこと。

また、現在の耐震化率及び第2期終了時の耐震化率について問われ、これに対して、平成28年度末の耐震化率は、浄配水場施設全体で54.5パーセント、配水本管については基幹管路で74パーセントであり、第2期終了時の耐震化率は、浄配水場施設全体で80.1パーセント、基幹管路で約98パーセントであるとのことでありました。

このほか、浄配水場施設の規模縮小化の詳細について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

報告事項の3「災害用仮設トイレ（マンホールトイレ）について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

災害発生時におけるトイレ環境の悪化は、排泄だけでなく食物摂取にも支障をきたし、避難者の健康被害につながる重要な問題であることから、国の防災基本計画において、市町村における仮設トイレやマンホールトイレの早期設置が定められており、これを受け、本市でも整備を進めているとのこと。

マンホールトイレは、地下に埋設された下水道管路等の下部構造物、及び、テントや便座等の上部構造物で構成されており、特徴として、第1に、下部構造物が構築されれば、上部構造物の備蓄や組み立ては比較的容易であり、日常使用しているトイレの環境をいち早く確保できること、第2に、し尿を下水道管路に流下させるため、下水道機能が維持されている限り、汲み取りが必要なく、軽易な作業で衛生面を維持できること、第3に、入り口の段差が無いことから、要配慮者が利用しやすいことが挙げられるとのこと。

また、下部構造物の整備については、平成20年度に策定された川口市下水道地震対策基本整備計画に基づき整備を進めており、指定避難所など全市で合計104箇所について整備する計画であるとのこと。

平成27年度から31年度までの5年間については、国の総合地震対策事業の国庫補助対象として、「川口市下水道総合地震対策計画」を策定して事業を実施しており、32年度以降も、新たな計画を策定し、引き続き整備を進める予定であるとのこと。

整備状況については、平成29年4月現在で、下部構造物については、全市で104箇所の計画のうち27箇所で243基が整備済みであり、上部構造物については、車椅子用22基を含む169基が整備済みであるとのこと。

今後の予定について、下部構造物については、今年度、仲町小学校と安行中学校の2箇所を整備し、その後、平成31年度までは地域間のバランスを考慮しながら年間2箇所ずつ整備を進め、32年度からの次期計画では、事業促進

のため年間4箇所ずつ整備していく予定であり、上部構造物については、下部構造物の整備にあわせて備蓄を進めていくとのことでありました。



以上のような説明に対して、福祉避難所へのマンホールトイレの設置予定について問われ、これに対して、これまでの国庫補助金の交付要件では、避難所については、敷地面積が1ヘクタール以上あることが要件となっており、市内の福祉避難所でこの要件を満たすものがほぼなく、現行計画では福祉避難所への設置は計画されていない。平成29年度から、国の要件が緩和され、1ヘクタール未満の避難所でも1つの自治体で10箇所まで補助金の交付対象にできることとなったため、次期計画では福祉避難所への設置も検討していく予定であるとのことでありました。

このほか、今年度予定している仲町小学校のマンホールトイレの設置の規模及びスケジュール等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

※最後に 現地視察として、青木中央小学校に設置されている災害用仮設トイレ（マンホールトイレ）について視察をいたしました。